

平成 22 年 3 月 29 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 18-01-260、18-01-413、18-90-102 号）に関する対応について

標題について、平成 19 年 9 月 26 日付で本委員会が実施した勧告に対して貴職が下記のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報については、意見を付して処理を終了します。

記

1. 確認内容

- (1) 平成 20 年 3 月に不動産処分禁止、占有移転禁止仮処分命令申立を行い、同年 4 月 4 日に申立部分に係る建物処分禁止、占有移転禁止の仮処分を執行したこと。
- (2) 平成 21 年 3 月 31 日に建物収去土地明渡等請求訴訟を提起し、今後は司法の判断を待つのみであること。
- (3) 本委員会の求めに応じ、経過報告を行っていること。

2. 意 見

事業推進においては、中小企業等協同組合法の趣旨に則った公正な協同組合法人活動及び個々の事業活動が確保できるよう特段に留意するとともに、賃貸地の適正な管理に努められたい。

(参考) 勧告の内容

- ①勧告事案を含め、賃借権の譲渡、無断転貸その他の不適正事例やそれらに伴う金員のやりとりなどについては、その事実関係について徹底調査を行うとともに、その対応については契約解除を含め迅速かつ毅然と行うこと。
- ②今後は、賃貸地への日常的な巡視の強化、賃借人に対する契約内容に基づく適正利用についての指導強化、不適正事例発見時の迅速な対応等を強力に推し進められたい。
- ③適正化を進めるにあたっては、中小企業等協同組合法の趣旨に則った公正な協同組合法人活動及び個々の事業活動が確保できるよう特段に留意されたい。